



京丹後市 商工会だより

Kyotango City

協働・共感で響きあう
まちづくりをLEADする
京丹後市商工会

9
VOL.70

Kyotango City Society of Commerce & Industry

京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1
●TEL.0772-62-0342 ●FAX.0772-62-3553
●URL : http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

消費税の引き上げに伴う経過措置

消費税率は、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%と、2段階で引き上げることとされています。

平成26年4月1日(以下「施行日」)以後に資産が譲渡されたり、サービスが提供されたりする場合には、現行税率の5%が適用される経過措置が設けられました。大きくは次の2通りに分けられます。

次の①または②の要件を満たす場合、消費税率は5%となります。

- ① 25年10月1日(指定日)を基準とし、その以前に契約締結、引渡しが行われた場合
- ② 施行日を基準とし、施行日前に購入・使用が行われた場合

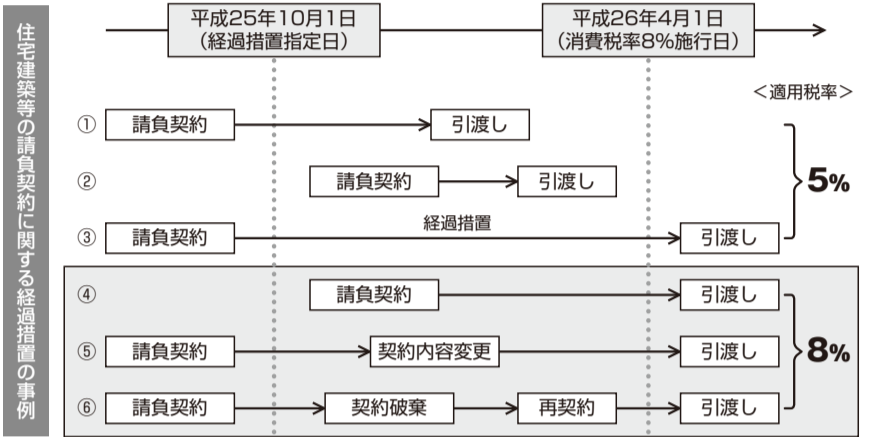
① 指定日を基準とするもの

取引形態	具体的内容
請負工事等	指定日前に締結した住宅建築、製造請負、測量・地質調査、ソフトウェア開発に係る契約等
資産の貸付	指定日前に締結した重機・OA機器等のリース契約や資産の賃貸借契約等
予約販売	指定日前に、年間契約等により購入した書籍や雑誌等で、施行日前に代金の支払を完了した場合等
通信販売	指定日前に商品の販売条件を提示し、施行日前に申込みを受け、施行日以降に商品が販売される場合等

② 施行日を基準とするもの

取引内容	具体的内容
旅客運賃等	旅客運賃や映画等、施行日前に購入した前売券等
電気料金等	公共料金の3月と4月の使用分で、平成26年4月30日までに支払金額が決まっているもの
特定新聞等	定期的に発行される新聞や雑誌等で、発売日が施行日前で、売上が施行日以後のもの

※記載されたものは代表的なものであり、他にも経過措置は設けられています。



POINT

- ・上記は消費税8%のもので、10%引上げにおける経過措置については改めてお知らせします。
- ・上記の日程は、法律で予定しているものであり、税率の引上げ実施の判断は、政府が4月～6月のGDP成長率などを参考にし、25年10月頃を目途に行っていくとしています。

商工会では「経理・税務・販路開拓・経営革新・IT活用・新商品開発・講習会・専門家派遣による個別の経営課題解決」等を通じて、中小・小規模企業の皆様に支援します。相談無料・秘密厳守です。お気軽にご相談下さい。

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行ってまいります。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減額すること
② 買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税引上げ前の税込価格に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471 (代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の一部又は一部を対価の額から減らす旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

消費税の引き上げを見据えた買いたたき等の行為に関する事業者からの相談を受け付けるための専用窓口
専用電話番号 03-3581-3379

問合せ先 公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課
電話 03-3581-3371 (直通)



丹後建国1300年記念

第5回 京丹後商工祭

開催日 2013

10/26±27日

26日=11:00~17:00まで
27日=10:00~16:00まで

開催場所

丹後あじわいの郷

[当日は入園料無料]

丹後王国食の探訪・記念物産展

- 試飲・コンテスト表彰発表:10月26日(土)
- コンテスト入賞商品販売:10月27日(日)

第12回 夢よさこい だんす!ダンス!DANCE!

- 10月26日(土)のみ
市内のいろんなチームが踊ります!

京丹後スイーツフェスティバル

- 10月27日(日)のみ 初めで開催します!
京丹後市内ケーキ店の試食販売です。お楽しみに!

丹後建国1300年記念事業

丹後王国食の探訪・記念物産展

いにしえより続くものづくりを、今日の京丹後の物づくりへ。丹後建国1300年記念にちなんだ物産展に出品するコンテスト商品を募集!

- 募集部門 ①食品部門 ②工芸品部門(非食品)
③その他部門

商品募集期間 平成25年9月30日(月)まで(締切後も対応します)

部門別に審査し、表彰します。部門ごとの優秀作品から最優秀賞を選出し表彰します。受賞商品には賞金を予定していますので、ふるってご応募ください。

出品商品を募集します

- 物産展:開催日
平成25年10月26日(土)・27日(日)
(丹後あじわいの郷にて)
26日:一般投票と審査発表(事前審査あり)
27日:応募商品、入賞商品 特設テント販売
- 京丹後市商工祭と併設開催、食の探訪大試食会も同時開催
※くわしくは、当会HPに応募申込み用紙、要項を掲載しております。
(お問い合わせ 京丹後市商工会)



丹後は日本のふるさと
丹後建国1300年 丹後1300年記念事業を応援しています

「平成25年台風第18号による大雨等に係る災害に関する特別相談窓口」を設置するとともに、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。(商工会までご相談ください。TEL:62-0342)